

## 別紙様式6-1 総括表

提出先 京都市

## 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

## 1 基本情報

フリガナ	アキヨウライトハウス		
法人名	社会福祉法人 京都ライトハウス		
法人所在地	〒 603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11番地		
フリガナ	ヤマモト タロ		
書類作成担当者	山本 たろ	電話番号	075-462-4400
連絡先	E-mail	<a href="mailto:info@kyoto-lighthsoue.or.jp">info@kyoto-lighthsoue.or.jp</a>	

## 2 賃金改善計画について

## (1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 24,720,374	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 2,442,860	円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c) 0	円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d) 24,720,374	円 ← O
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e) 30,185,000	円 ← O
令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰り越分を除く。)(b - c)	(f) 2,442,860	円 ← O
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一時金等)によるもの)	(g) 2,930,000	円 ← O
	(h)	
	(i)	

## 【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新規算定によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式6-2から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰り越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新規算定等の算定により実施する福祉・介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

## (2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← O
-------------------------------------	-----------------------------------	-----

## 【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大額な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

### (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間				令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月 ( 12 か月 )	
②賃金改善を行う 給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ( )
③具体的な取組 内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 正職員           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員給料 月額4,000円増 ※賞与込年間增收額63,600円</li> <li>2 役職手当(新設) 指導職2%、中堅監督職3% 上級監督職4%を給料に乘じた額</li> <li>3 専門職手当(新設) 介護支援専門員 月額30,000円</li> <li>4 処遇改善手当の一本化し、資格と在籍年数により加算 介護福祉士5年以上在籍 月額11,800円 5年未満在籍 月額10,200円</li> </ul> </li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 臨時の雇用職員           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 時給単価 全職種30円増</li> <li>2 処遇改善手当の一本化し、資格と在籍年数により加算 介護福祉士5年以上在籍 1時間75円 5年未満在籍 1時間65円</li> </ul> </li> </ul>				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 6 年 4 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )				
④ベースアップの 実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事 情		

### 3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

#### (1)(参考)月額賃金改善要件 I (新加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算IV相当の見込額の1/2	7,214,230 円 ← ○
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	12,255,000 円 ← ○

#### 【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

#### (2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】 ※新加算 I ~ IVを算定するまで旧ペア加算又は新加算 V(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

① 令和5年度のペア加算相当の見込額の2/3		7,214,230 円 ← ○
② 令和6年度のペア加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		12,255,000 円 ← ○

#### (3)月額賃金改善要件 III (旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【旧ペア加算】

##### 【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。 ← ○

##### 【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

① 令和5年度のペア加算相当の見込額の2/3		7,214,230 円 ← ○
② 令和6年度のペア加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		12,255,000 円 ← ○

#### (4)キャリアパス要件 I・II

【新加算 I ~IV・V(1)~(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】

⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

##### キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

<input checked="" type="checkbox"/>	次のイからハまでのすべての基準を満たす。	← 
-------------------------------------	----------------------	---

イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。



##### キャリアパス要件 II (研修の実施等)

<input checked="" type="checkbox"/>	次のイとロの両方の基準を満たす。	← 
-------------------------------------	------------------	---

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいづれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/>	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること ・定期的にミーティングを行い、業務の中での気づきの共有やお互いへのフィードバック、振り返りを行う。
	<input type="checkbox"/>	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。



#### (5)キャリアパス要件 III 【新加算 I ~III、V(1)~(3)~(8)、旧処遇 I】

##### キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

<input checked="" type="checkbox"/>	次のイとロの両方の基準を満たす。	← 
-------------------------------------	------------------	---

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/>	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。





**【見える化要件】【新加算 I・II、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定 I・II】**

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」での選択 <input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載
------------	--

**4 要件を満たすことの確認・証明**

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)①イア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。  
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人 京都ライトハウス  
代表者 職名 理事長 氏名 松田一成

(確認用) 提出前のチェックリスト

(参考)本様式で一括して提出する事業所の数

9

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
(1)	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている 令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について	
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること 令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ペア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること 福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(4)	キャリアパス要件Ⅲ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること
(5)	キャリアパス要件Ⅳ 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6)	キャリアパス要件Ⅴ キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと
(7)	職場環境等要件 新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと

4 要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	<input checked="" type="radio"/>
・ 誓約・記名が行われていること	<input checked="" type="radio"/>